

- (2) 水産関係団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 国庫補助事業・単独県費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 漁港・海岸の占用料については、合併時に観音寺市の例により統一する。

23-18 商工観光事業関係

- 1 商工業の融資等については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 小口融資制度については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
 - (2) 市町単独事業については、合併時に観音寺市の例により統一する。
 - (3) 中小企業融資審査委員会については、合併時に再編統一する。
- 2 商工業の振興については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 商工会、商工会議所については、将来の統合に向けて検討が行われるよう調整に努める。
 - (2) 商店街等活性化促進事業については、新市において観音寺市の例により実施する。
 - (3) 企業振興奨励金制度については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 3 中心市街地活性化事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 観光事業については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 観光協会については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
 - (2) イベント関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

23-19 建設事業関係

- 1 道路認定については、合併時に再編統一する。
- 2 国庫補助事業・単独県費補助事業等道路新設改良事業については、継続事業は新市に引き継ぎ、新規事業は新市において調整する。
- 3 急傾斜地崩壊防止対策事業については、合併時に再編統一する。